

## 計 画 書

阪神間都市計画地区計画の変更（尼崎市決定）  
都市計画昭和通2丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		昭和通2丁目地区地区計画	
位 置		尼崎市昭和通 2 丁目の一部	
面 積		約 3.0 ha	
地区計画の目標		本地区は、都心づくりが進む阪神尼崎駅周辺地区の一角にあり、広域的な文化・国際交流機能を担う街区である。本計画では街区全体の一体的な利用を促進するとともに阪神尼崎駅に近接した都心地区の有機的なつながりを確保することで、にぎわいある都心形成に寄与することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区には、文化情報施設及び宿泊交流施設を配し、それらを有機的に機能させていくことにより、本市における文化・情報・交流の拠点にふさわしい土地利用の高度化と周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図っていく。	
	地区施設の整備の方針	都心地区の有機的なつながりを確保するため、多機能交流拠点整備事業で人工地盤や多目的広場を整備し、さらに公共空地により街区内の回遊性を図り、にぎわいと交流の場を創出する。	
	建築物等の整備の方針	都心にふさわしい都市機能の集積を図るため、建築物等の用途の制限を行うとともに、建築物等の形態又は意匠の制限を行い、ゆとりとうるおいのある景観の創出を図る。	
地区整備	地区施設の配置及び規模	広場	面積 約 2,300 m <sup>2</sup> (地盤面から高さ概ね 5~7 mに位置する人工地盤上の広場 約 800 m <sup>2</sup> を含む。)
		その他の公共空地	地盤面から高さ概ね 4.5~5.5 mに位置し、広場に連結する歩行者の用に供する通路 面積 約 2,400 m <sup>2</sup> 歩行者の用に供する通路 幅 2.5 m、延長 約 230 m
備 計 画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途制限	建築基準法別表第2(イ)項第1号、第3号、(ニ)項第2号、第5号、第6号、(ホ)項第2号及び(ヘ)項第5号、並びに(リ)項第3号に掲げる建築物は建築してはならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態並びに屋根及び外壁の意匠は、周辺の景観と調和のとれたものとする。

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

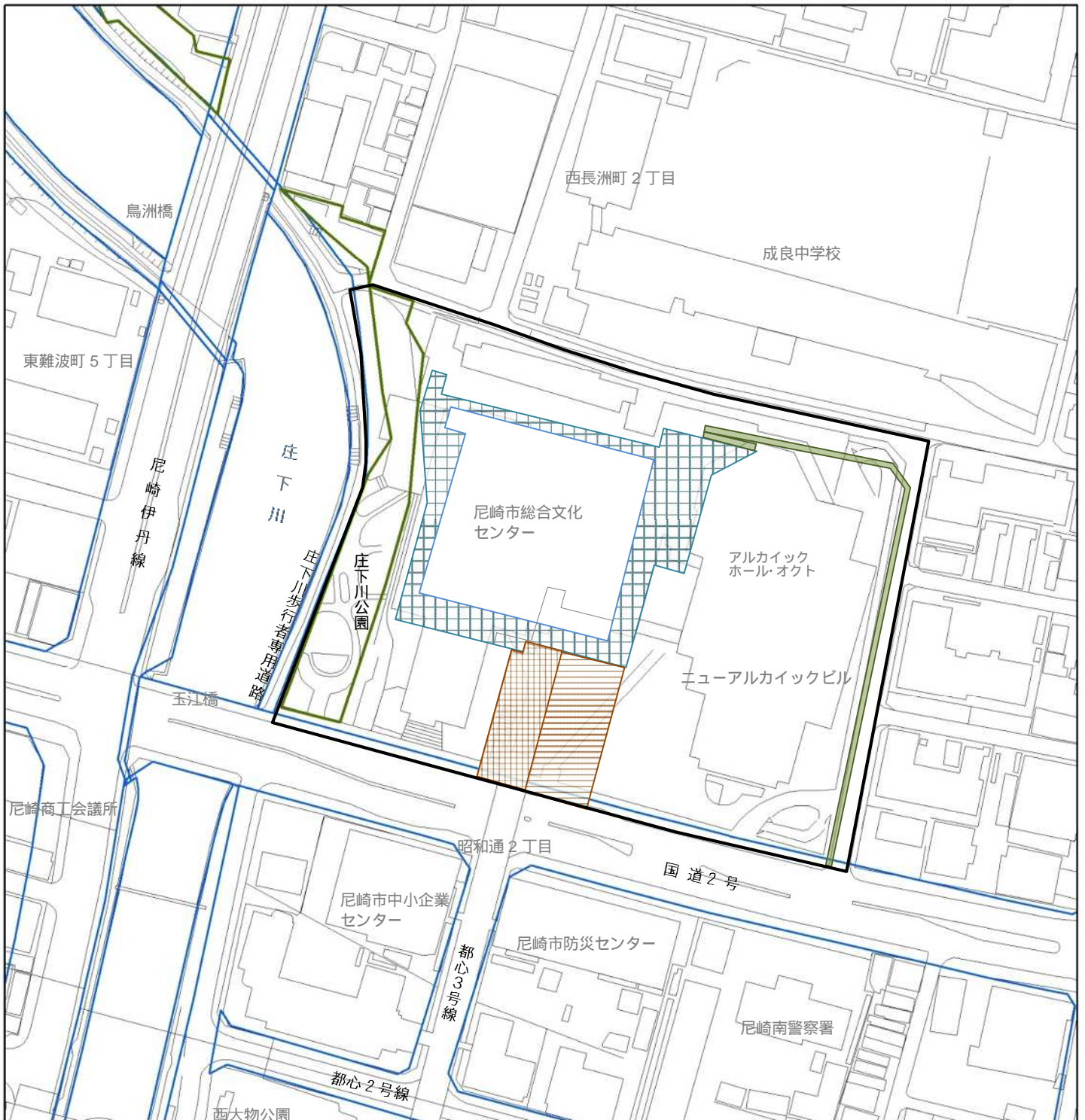
(理 由)

本地区では、都心の商業・業務地にふさわしい調和のとれた市街地の形成を図るため、平成4年12月22日に本計画を決定した。


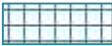



今回は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行に伴う建築物等の用途の制限に係る表記について、本案のとおり変更するものである。

計画図 阪神間都市計画地区計画  
昭和通2丁目地区地区計画

N  
1:2,000



凡例

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|  | 地区計画の区域                                 |  | 地区施設（その他公共空地）<br>地盤面から高さ概ね 4.5～5.5mに位置し広場に連続する歩行者の用に供する通路 |
|  | 地区施設（広場）                                |  | 地区施設（その他公共空地）<br>歩行者の用に供する通路<br>幅 2.5m 延長 約 230m          |
|  | 地区施設（広場）<br>地盤面から高さ概ね 5～7mに位置する人工地盤上の広場 |   |   |